

唐津市水道事業包括的委託の令和５年度業務に関する評価の概要

I はじめに

唐津市上下水道局では、平成２６年度から実施している水道事業包括的委託（以下「包括的委託」という。）が円滑に行われ、安全で安心な水道水の供給が維持できるよう、受託者から毎日又は毎月、実施状況の報告を受け、確認しています。

この度、令和５年度業務の終了に伴い、適正に委託業務が行われているかどうかを唐津市水道事業包括的委託評価委員会において評価しました。

なお、日々の業務履行において生じた改善事項は、上下水道局職員により、その都度、指導を実施し、改善されています。

II 唐津市水道事業包括的委託評価委員会について

包括的委託の執行状況を把握するとともに、業務内容を適性かつ公平に評価することにより、透明性を確保し、更なる業務の精度向上を図るため、唐津市水道事業包括的委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置しています。

1 所掌事務

- (1) 包括的委託の執行状況の把握に関すること。
- (2) 包括的委託の業務内容の評価に関すること。
- (3) 包括的委託の業務全般の考察に関すること。
- (4) 包括的委託の次期方針の検討に関すること。

2 組織

- (1) 委員長 上下水道局長
- (2) 委員 管理課長、業務課長、水道工務課長及び水道浄水課長

3 作業部会

評価委員会の補助機関として作業部会を設置しています。

(1) 所掌事務

- ア 包括的委託の業務内容の評価に関すること。
- イ 包括的委託の次期方針の検討に関すること。

(2) 部会員

ア 部会長 管理課庶務係長

イ 部会員 業務課業務係長、水道工務課工務係長及び水道浄水課浄水係長

※業務課業務係長及び水道工務課工務係長は、所管課長が指名した者（複数の場合あり）

Ⅲ 評価の方法及び評価基準

1 評価の方法

評価点については、業務ごとに作業部会において、受託者から聴取しながら作業部会員がそれぞれ評価して付した評価点の平均をもって、評価委員会が付した評価点としています。

また、評価委員会において、業務全般の考察を行い、評価に関する所見を述べています。

2 評価基準

業者選定後、受託業者と協議を行い、評価基準を決定しました。各部門で用いた評価基準については、次のとおりです。

(1) 窓口業務等

業務課で独自に作成した評価基準を用いています。

(2) 導・送・配水施設維持管理等業務

業務課で独自に作成した評価基準を用いています。

(3) 浄水施設等維持管理業務

（公社）日本水道協会が作成した評価マニュアル案を参考に、独自項目を加えて水道浄水課が作成した評価基準を用いています。

Ⅳ 評価

1 業務ごとの評価結果

令和6年5月29日（水）に開催した評価委員会において、業務ごとに作業部会の意見を聴きながら、業務全般の考察を行いました。

業務ごとの評価結果は、別紙のとおりです。

なお、評価委員会では、評価の結果、改善すべき事項があれば、改善を求めることとしています。

2 評価結果の公表

評価委員会での評価結果は、市ホームページに掲載するとともに、更なる業務の精度向上を図るため、受託者に通知しました。